○外務省令第十六号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

マナト	129	89	48	48	13	20	20
ドラム	64,000	44,000	24,000	24,000	6,400	10,000	10,000

を

マナト	129	89	48	48	13	20	20
レク	16,200	11,100	6,100	6,100	1,600	2,500	2,500
ドラム	64,000	44,000	24,000	24,000	6,400	10,000	10,000

に、

ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
レイ	2,413	1,659	905	905	241	377	377

を

ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
デナル	7,210	4,950	2,700	2,700	720	1,130	1,130
レイ	2,413	1,659	905	905	241	377	377

に、

メティカル	4,690	3,230	1,760	1,760	470	730	730
ディラム	1,230	845	460	460	125	190	190

を

モザンビーク	メティカル	4,690	3,230	1,760	1,760	470	730	730
モーリシャス	モーリシャス・ルピー	4,610	3,170	1,730	1,730	460	720	720
モロッコ	ディラム	1,230	845	460	460	125	190	190

に改める。

アゼルバイジャン
アルメニア

アゼルバイジャン
アルバニア
アルメニア

ポルトガル
モルドバ

ポルトガル
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
モルドバ

モザンビーク
モロッコ